

東北自動車道・羽生パーキングエリア(上り)が「鬼平江戸処」として平成25年12月 にリニューアルオープンしました。鬼平こと火付盗賊改方長官、長谷川平蔵は実在の人物で、 池波正太郎氏の「鬼平犯科帳」の主人公として知られています。

羽生 PA では、この鬼平が活躍した時代の江戸の町が再現されています。

















看极

盗賊に押し入られた大店の看扱いろいろ 老舗の風格が感じられます









困ったときは、 僕に相談ニャ!



ユキマサくん

「ユキマサくん」は、日本行政 書士会連合会の公式マスコット キャラクターです。

【巻頭グラビア特集】

特集
川口市・越谷市にご当地ナンバー登場! 6
行政書士は中小企業の頼れるパートナー 8
教えて! 行政書士 Q&A······10
東日本大震災被災者支援活動11
10月・無料相談会の案内12
行政書士による定期無料相談会14
埼玉県行政書十会 会長挨拶15

☆ 乳 オラグ 羽生パーキングエリア…… 2



川口市・越谷市にご当地 自宅でナンバープレート交換

埼玉県のご当地ナンバーには「川越ナンバー」がありますが、平成26年11月17日(月)から新たに「川口」・「越谷」ナンバーが加わります。



ご当地ナンバー って**何?**



ご当地ナンバーは地域振興や観光振興を目的として、平成17年から始まった制度です。第1弾には「川越」、「富士山」などが登場しました。そのご当地ナンバーの第2弾として、埼玉県に「川口」「越谷」が仲間入りします。

11月17日以降に川口市を使用の本拠地として登録した車両は川口ナンバーに、越谷市の場合は越谷ナンバーのプレートになります。

現在乗っている車が、 川口や越谷ナンバーに 変わるのですか?

現在お持ちの車のナンバーが変わることはありませんが、 ご希望によりご当地ナンバーと交換することもできます。

ナンバーの<mark>交換</mark>は、 どうすればいいので しょう?



現在お乗りの車をご当地ナンバーに変えるには、車両を管轄する運輸支局または自動車登録検査事務所(軽自動車の場合は軽自動車検査協会)に持ち込んで手続を行います。受付は平日のみです。





ナンバー登場! #11-10 #85599 251-01

平日に休めない方、運輸支局や検査事務所まで行くのが大変…という方には、「行政書士の出張封印」がおすすめです!

出張封印とは、ご自身で自動車を持ち込むことなく、また 登録検査事務所に出向くことなく、ご自宅の車庫などで新し いナンバーを取り付けることができる便利な制度です。



ご自宅で、ナンバー 変更ができます!

出張封印は、県内の各ナンバーセンターと 代行業務契約を締結している行政書士 が行うことができます。

- ●出張封印では、行政書士がご依頼者の自宅や事業所内の駐車場、車庫へ出張し、その場でナンバーを交換・封印(取付)します。必要な書類作成も行政書士にお任せください。
- ナンバーの取付作業はご都合に合わせ、 平日の夜間や土・日・祝日にも行うこと ができますので、依頼主様の負担が大幅 に軽減されます。



※出張封印を取り扱っている行政書士については、下記までお問い合わせください。

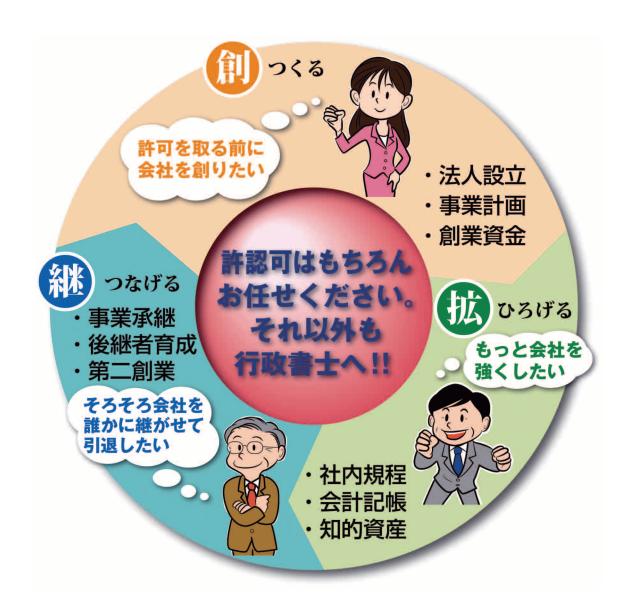
埼玉県行政書士会 ☎ 048-833-0900

※行政書士でない者が、報酬を得て本人に代って官公署へ提出する書類を作成することは、法律で禁じられています。

ご当地ナンバーとの交換だけでなく、引っ越しなどでナンバーの管轄が変更となった場合にも、出張封印制度をご利用いただくと便利です。

8

TO BELLEVILLE OF THE PARTY OF T



行政書士が許認可手続をサポートする専門家であることをご存じの方は多いと思いますが、実は、行政書士の仕事はそれだけではありません。

地域に密着する中小企業のパートナーとして、日頃から気軽にご相談いただける専門家としての強みを生かし、中小企業のライフサイクル(創「つくる」、拡「ひろげる」、継「つなげる」)のあらゆる場面で活躍しています。

れるパートゲ





事業をはじめるにあたり、あらかじめ許認可をとらなければな らない業種が数多くあります(建設業、宅建業、運送業、産業廃 棄物処理業、風俗営業など)。許可の取得だけでなく、会社の設立、 創業資金の借り入れなどもしなければなりません。

行政書士は新規の許可の取得はもちろん、会社の設立に必要な 定款や議事録の作成、創業資金の借入れに必要となる事業計画や 資金計画の作成もお手伝いしています。



創業後は、取得した許認可を維持することはもちろん、経営の 拡大に伴い、各種規程や会計書類の整備をする必要があります。

事業の成長期・安定期においては、行政書士は許認可を維持す るための支援、会社規程の整備や会計記帳の代行などもお手伝い します。そのほか、不動産や預貯金といった目に見える資産以外 の資産(=著作権などの知的資産)を経営に生かすための提案も いたします。



事業主交代の時期には、許認可を引き継ぐことも大切ですが、 企業理念、企業の歴史、事業価値を次世代に残すことが最も重要 です。

行政書士は、日頃から各企業に密着しているという利点を生か して、事業の引き継ぎをサポートいたします。また、経営者の遺 言・相続の中でご家族にも配慮した提案をしています。



教えて! 行政書士



体類の前に契約を引

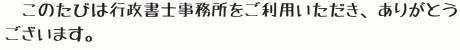




父が他界し、地元の行政書士事務所 に遺産分割協議書の作成をお願いしよ うと思っています。こうした場合、仕事 をお願いするにあたり契約書を作るので しょうか。これまで行政書士さんとのお 付き合いがなく、よくわかりません。







さて、ご質問の契約書についてですが、作成することをおすすめしております。



契約書がなければ契約が成立しない、ということではありません。しかし契約書を作成しておくことで安心して仕事をご依頼いただけ、またトラブルを未然に防ぐことにもなります。

契約に際しては、依頼する仕事の内容や報酬額※などの事項を確認した上で、契約書を作成しましょう。

私たち行政書士は倫理綱領を守り、「まちの法律家」として皆さまのご期待にそうよう努めてまいります。

※独占禁止法により、行政書士一律の報酬額は定められていません。

東日本大震災被災者支援活動 「NPO法人加須ふれあいセンター」設立を支援

埼玉県行政書士会では東日本大震災の被災者支援活動を平成24年から続けておりますが、その活動の一部をご紹介します。

被災者支援のきっかけとなったのは、「加須ふれあいセンター」を拠点とするボランティアグループからの要請でした。「加須ふれあいセンター」では福島県双葉町から埼玉県加須市騎西に避難してきている方達を支援しており、埼玉県行政書士会として何ができるのかを模索しました。



無料相談会の実施

被災者の方々を対象とした無料相談会を、平成24年8月から平成25年4月まで毎月定期的に開催いたしました。相談会場としては「加須ふれあいセンター」をお借りしました。

NPO法人設立支援

「加須ふれあいセンター」では活動の拡大と充実を図るため、NPO 法人の設立を目指すこととなり、埼玉県行政書士会がそのお手伝いをしました。

平成26年6月10日、NPO法人設立に至り、同6月22日には「NPO法人加須ふれあいセンター」の設立記念式典が開催され、荒岡克巳埼玉県行政書士会会長ほか社会貢献委員会のメンバーが参列しました。



加須ふれあいセンター



NPO法人設立記念式典で挨拶する荒岡会長

現在も、加須市には多数の双葉町民の方がそれぞれ暮らしています。被災者の方達の状況の変化に応じ、埼玉県行政書士会の活動は、相談会等の定期的な支援からイベント等への支援と変わりました。NPO法人への支援も続けています。

最近はマスコミでも東日本大震災のことを取り上げることが少なくなっていますが、私たちの 身近に故郷を離れた被災者の方が暮らしていることを忘れず、埼玉県行政書士会はこれからも細 くとも長い支援を続けていきます。

平成26年度行政書士制度広報月間

10厘 無料相談会 開催!

10月は、県内各地の特設会場で行政書士の無料相談会が行われます。この相談会は「行政書士制度広報月間」の行事として毎年行われているもので、これまでも多くの方々にご利用、ご好評をいただいております。この機会に、ぜひお近くの相談会場をご利用ください。

このような相談にお答えします





予約が必要ですか?

予約は必要ありません。当日、お気軽にお近くの会場へお越しください。

秘密は守ってもらえますか?

行政書士には法律により守秘義務が課せられています。ご相談の内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

10月は都合が悪くて相談会に行かれません。

県内各地の市役所や町役場などで、定期的に相談会を開催しています。14~15ページに定期開催会場の情報を掲載していますので、そちらもご覧ください。



平成26年度・10月の行政書士制度広報月間~無料相談会特設会場

	地 区	日 時	会 場	
あ	上尾市	11日(土) 10:00~16:00	JR上尾駅 自由通路	
	入間市	11日(土) 10:00~17:00	スーパーイオン入間店	
	小川町	10日(金) 9:00~15:00	リリックおがわ	
	春日部市	18日(土) ·19(日) 10:00~16:00	大沼運動公園内体育館(かすかべ商工まつり)	
	川口市	11日(土) 10:00~16:00	キュポ・ラ M4階 かわぐち市民パートナーステーション キュポ・ラ	
か	川越市	11日(土) 10:00~16:00	川越西文化会館「メルト」	
///	久喜市	11日(土) 10:00~16:30	久喜駅西口 駅前広場	
	熊谷市	11日(土) 10:00~16:00	八木橋百貨店 東口玄関	
	鴻巣市	4日(土) 10:00~16:00	JR鴻巣駅 自由通路	
	越谷市	26日(日) 9:00~16:00	越谷市役所 西口玄関前	
	さいたま市大宮区	18日(土) 10:00~16:00	そごう大宮店 3階ビックカメラ連絡通路 特設会場	
さ		25日(土) 10:00~15:00	大宮駅西口 大宮ソニックシティ 第1展示場	
C	∥ 浦和区	11日(土) 10:00~16:00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ 7階大ホール	
	〃 岩槻区	11日(土) 10:00~16:00	ふれあいプラザいわつき	
	秩父市	18日(土) 10:00~16:00	秩父ミューズパーク特設会場	
た	鶴ヶ島市	11日(土) 10:00~16:00	鶴ヶ島市民活動推進センター(ワカバウォーク 1階)	
	所沢市	15日(水) 10:00~16:00	所沢西武百貨店 正面入口	
な	新座市	11日(土) ·12日(日) 9:00~16:00	新座市産業フェスティバル会場ブース	
	羽生市	11日(土) 10:00~17:00	羽生市民プラザ	
は	飯能市	11日(土) 10:00~16:00	西武池袋線 飯能駅 改札口前広場	
	ふじみ野市	18日(土) 10:00~16:00	ココネ上福岡ふじみ野市サービスセンターホール	
	本庄市	12日(日) 9:00~16:00	JR本庄駅構内 本庄インフォメーションセンター	
ゃ	八潮市	26日(日) 10:00~15:00	八潮市民まつり「行政書士ブース」	
15	吉川市	24日(金) 13:00~17:00	吉川市民交流センター おあしす	

平成26年度 行政書士定期無料相談会

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、 会場によっては事前予約が必要となります。

また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合せの上、ご来場ください。

	場所	実施日	時間	お問い合せ先	
	上尾市役所	毎月第3火曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-775-4643	
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12:00 ~ 16:00		
	上尾支部事務所 (レディスデイ)	毎月 15 日 (相談者・相談員とも女性のみ)	9:30 ~ 12:00	上尾支部 048-776-3367	
あ	伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00 ~ 16:00	住民相談室 048-721-2111(代)	
	入間市役所 (要予約)	毎月第2・4 火曜日	13:00 ~ 15:40	市民相談室 04-2964-1111(代)	
	小川町役場	毎月第2金曜日	9:00~12:00	生活あんしん室 0493-72-1221(代)	
	桶川市役所市	毎月1日	13:00 ~ 16:00	秘書広報室 048-786-3211	
	春日部市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-737-5615	
	春日部郵便局	毎月第3土曜日	9:30 ~ 11:30		
	川口市役所(要予約)	毎月第1:第3水曜日	13:30 ~ 16:00	川口市役所 048-258-1110(代)	
	川越市役所	毎月第4木曜日	10:00 ~ 16:00	川越支部 049-224-5727	
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第4土曜日	13:00 ~ 18:00	在留資格・VISAの相談 川越支部 049-224-5727	
	川島町役場	11/19 · 1/21 · 3/18	10:00 ~ 12:00	総務課 049-299-1753	
	北本市・北本文化センター	12月20日土曜日	13:00 ~ 16:00	鴻巣支部 048-541-1459	
か	行田市役所	毎月第2水曜日	13:00 ~ 16:00	埼北支部 048-554-2702	
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第3水曜日	18:00 ~ 20:00		
	久喜市・鷲宮総合支所	毎月第3水曜日	14:00 ~ 16:00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2641	
	久喜市・栗原総合支所				
	久喜市・菖蒲総合支所				
	熊谷市役所	毎月第1月曜日	13:00 ~ 16:00	市民相談室 048-524-1111(代)	
	鴻巣市・クレアこうのす	2月21日土曜日	13:00 ~ 16:00	鴻巣支部 048-541-1459	
	越谷市中央市民会館	毎月第 1 金曜日	10:00 ~ 15:00	市民生活課 048-963-9156	
	さいたま市北区役所	毎月第4木曜日	13:30 ~ 16:30	くらし応援室 048-669-6026	
	か 大宮区役所	毎月第3火曜日		くらし応援室 048-646-3026	
	√ 中央区役所	毎月第3金曜日		くらし応援室 048-840-6026	
	〃 南区役所	毎月第2火曜日		くらし応援室 048-844-7136	
	〃 緑区役所	毎月第 1 木曜日		くらし応援室 048-712-1137	
さ	√ 岩槻区役所	毎月第4水曜日		くらし応援室 048-790-0128	
	坂戸市役所	毎月第2火曜日	10:00 ~ 12:00	市民文化課 049-283-1331(代)	
	幸手市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-737-5615	
	狭山市役所	毎月第4水曜日	13:00 ~ 15:00	狭山支部 04-2963-5371	
	杉戸町役場	11/25·1/26·3/25	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-737-5615	
	草加市役所(要予約)	毎月第4木曜日	9:00 ~ 12:00	広聴相談 048-922-0566	

	場所	実施日	時間	お問い合せ先
た	秩父市役所	毎月第2火曜日	13:00 ~ 15:00	秩父支部 0494-23-4589
	鶴ヶ島市役所	毎月第2・4 木曜日	13:00 ~ 16:00	市民協働推進課 049-271-111(代)
	ときがわ町家族相談 支援センター	奇数月の第3月曜日	10:00 ~ 12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第 1・3 火曜日	10:00 ~ 12:00	所沢支部 04-2937-7610
	戸田市役所	偶数月の第3月曜日	10:00 ~ 12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	滑川町役場	11/27·1/22·3/5	10:00 ~ 12:00	東松山支部 0493-62-2622
	蓮田市役所	毎月第3火曜日	13:30 ~ 15:30	広報広聴課 048-765-1705
	鳩山町役場	10/23·12/17·2/24	9:00 ~ 12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市民プラザ	毎年11月3日	10:00 ~ 16:00	埼北支部 048-562-5080
	羽生市役所	毎月第4火曜日	13:00 ~ 16:00	羽生市役所 048-561-1121
は	飯能市民活動センター (丸広7階)	偶数月の第3水曜日	13 : 30 ~ 15 : 30	飯能支部 042-982-6577
VO	東松山市役所分室	偶数月の第3木曜日	13:10 ~ 16:40	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市・総合福祉センター 高麗の郷	奇数月の第3水曜日	13:30 ~ 15:30	飯能支部 042-982-6577
	深谷商工会議所	毎月第4水曜日	9:00 ~ 12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市コミュニティセンター	偶数月の第2水曜日	10:00 ~ 16:00	正木事務所 049-251-3966
	本庄商工会議所	毎月第3水曜日	13:00 ~ 16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241
	宮代町役場	10/16·12/18·2/19	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-737-5615
#	三郷市青少年ホーム	毎月第3火曜日	13:30 ~ 15:30	市民相談室 048-930-7724
<i>-</i>	三芳町役場	奇数月の第4水曜日	10:00 ~ 16:00	渡邉事務所 049-292-9948
	毛呂山町役場	毎月第3水曜日	10:00 ~ 15:00	総務課 049-295-2112(代)
	八潮市役所	毎月第3月曜日	13:00 ~ 16:00	広聴広報課 048-996-2111
ゃ	吉川市民交流センター おあしす	毎月第 1 木曜日	13:30 ~ 15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第3木曜日	14:00 ~ 16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第2金曜日	13:00 ~ 16:00	寄居町商工会 048-581-2161
6	嵐山町ステーションホール アイプラザ	偶数月の第3土曜日	10:00 ~ 12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所 (要予約)	毎月第4水曜日	13:00 ~ 15:00	市民活動推進室 048-433-7745



ご挨拶・コミュナス創刊によせて

埼玉県民の皆さん、こんにちは。

私ども行政書士会は、全国47都道府県ごとに法人として設立された国家資格者による団体です。ここ埼玉県内では約2,250名の会員が所属し、"街の身近な法律家"として依頼者の要請に応じて役所に提出する許認可申請の作成・提出や権利義務・事実証明の書類作成や相談など多岐に亘る業務を行っています。

今般、さらに多くの県民の皆様に広く行政書士の役割や活動を知って頂くために、「彩りコミュナス」を創刊致しました。埼玉県内の名所・旧跡などを紹介しながら、親しみやすい誌面作りを目指してまいります。

何かお困りの事がございましたら、どうぞお気軽にお近くの行政書士にご相談ください。

こんなトラブルは ありませんか?

家主から 方的に家賃の 値上げをすると

退去したのに 言われた。 敷金を返して もらえない。

更新料を 払いたくないと 言われた。

> 賃貸借契約書 を交わしたい。

退去時に多額の 修繕費を 請求された。



借主さんが

家賃を滞納

している。

電話相談 2048-831-0115 10時~16時

相談日 平成26年 11月 9 日 🖯 11月 16日 🗗 11月 23日 🖯 11月 30日 🖯

12月7日日 12月14日日 12月21日日

平成27年 1月11日日 1月18日日 1月25日日 2月1日日 2月8日日

2月15日日 2月22日日 3月1日日 3月8日日

面接相談

相談会場へお越しください 先着順(予約不要)

相談日 平成26年 11月30日 日

東部地区会場

埼玉会館 7階7B会議室(くすのき) 【JR浦和駅西口 徒歩10分】

10時~16時

西部地区会場

東上パールビル 8階第1・2会議室

【JR川越駅西口 徒歩2分】

平成27年 3月8日日

東部地区会場

埼玉会館 5階5B会議室(荒川) 【JR浦和駅西口 徒歩10分】

10時~16時

西部地区会場

東上パールビル 8階第1・2会議室 【JR川越駅西口 徒歩2分】

本事業は、国土交通省の補助事業「住宅セーフティーネット基盤強化推進事業」として、民間賃貸住宅の 賃貸借関係をめぐる紛争の未然防止、紛争解決の円滑化を目的として実施しております。

*お問い合わせは下記へ(平日9時~17時)

お問い合わせ

お問い合わせダイヤル

070-6989-9982 埼玉県行政書士会

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11 **2**048-833-0900

私たち

行政書士が、

お悩み解決の

お手伝いを

します。

彩りコミュナス Vol.1 平成26年10月1日発行 編集・発行: 埼玉県行政書士会

http://www.sglsa.jp